

## 札幌市共同利用館の後継施設の検討について

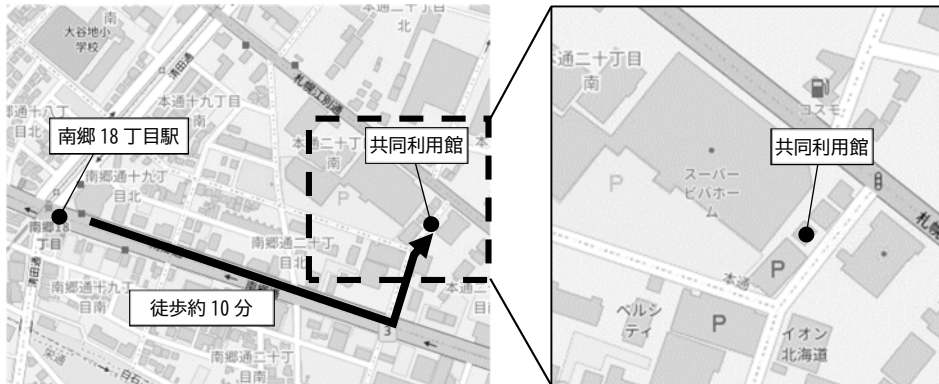
## 1 共同利用館の概要

- ・昭和53年12月に市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図ることを目的とし、「札幌市生活館」として開館。
- ・生活館機能を併せ持つ札幌市アイヌ文化交流センターの開館に伴い、平成15年度に解体撤去予定であったが、都心部での相談機能存続等の希望があることを受け、建物を当面存続させることとし、平成16年度から名称を「札幌市共同利用館」に変更。（生活館機能は廃止。）
- ・アイヌ生活相談員の事務室や研修室、玄関等共用部分（54.27㎡）は、行政財産として使用。その他の部分（144.99㎡）は普通財産として札幌アイヌ協会へ貸付。協会はアイヌ伝統文化の保存・継承等の自主活動の場として利用。

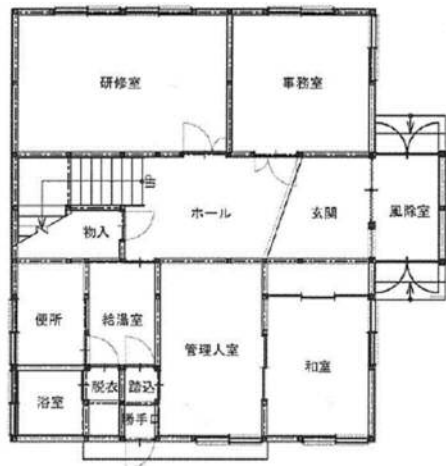
名称	札幌市共同利用館
所在	白石区本通20丁目南1番56号
構造	木造モルタル2階建（築44年）
面積	延床199.26㎡、敷地300.01㎡

□生活館：社会福祉法の隣保事業に基づき、アイヌ集落住民及びその周辺地域の住民に対して生活上の各種相談事業をはじめ、社会福祉等に関する事業を総合的に行うことにより地域住民の生活環境の改善を図ることを目的として設置するもの。

【位置図】(openstreetmap.jp)



【1階平面（102.06㎡）】



【2階平面（97.20㎡）】



## 【施設外観】



## 2 後継施設の検討について

- ・昭和53年の建設後、木造建築物の標準目標耐用年数（札幌市市有建築物保全計画）である45年を迎えるところであり、施設の移転又は建替え等について、検討が必要。
- ・将来にわたってアイヌ民族の伝統文化を継承していくに当たり、幅広い世代のアイヌ民族が集い、交流や伝統文化を継承するための機会や、そのための場の確保が必要。

## ■第2次札幌市アイヌ施策推進計画

施策目標5 生活関連施策の推進＞推進施策1 生活環境等の整備

## ・交流・継承の場の確保に関する検討

アイヌ民族が、世代間での交流を通じ、アイヌ語を始めとした伝統文化に関する知識や経験を継承していくため、交流・継承を行う場として、札幌市共同利用館の後継施設の確保に向けた検討を引き続き進めます。

## ○検討が必要な事項

- ・コンセプト
- ・機能
- ・整備後の活用方法（ソフト事業）
- ・・・etc

## 3 後継施設の検討に当たり留意が必要な事項

- 生活相談事業の継続
- 交流・継承の機会の確保（日常的に集える場所づくり）
- アイヌ文化交流センターと共同利用館後継施設の役割